

令和5年 第1回定例会  
群馬県後期高齢者医療広域連合議会  
会 議 録

会 期

令和5年2月8日

群馬県後期高齢者医療広域連合議会

令和5年第1回群馬県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録目次

1	会期	1
2	会場	1
3	議事日程	1
4	本日の会議に付した事件	2
5	出席議員	2
6	欠席議員	2
7	説明のため出席した者	2
8	職務のため出席した広域連合事務局職員	2
9	会議の経過	3
	開 会	3
	開 議	3
	諸般の報告	3
	議席の指定	3
	会議録署名議員の指名	4
	会期の決定	4
	選挙管理委員及び補充員の選挙	4
	議会議案の上程	
	議会議案第1号 群馬県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例 の制定について	5
	条例議案の上程	
	議案第1号 群馬県後期高齢者医療広域連合情報公開条例 の一部を改正する条例について	
	提案理由の説明 秋山事務局長	6
	議案第2号 群馬県後期高齢者医療広域連合 個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	
	提案理由の説明 秋山事務局長	7
	議案第3号 群馬県後期高齢者医療広域連合 情報公開及び個人情報保護審査会条例の制定について	
	提案理由の説明 秋山事務局長	8
	議案第4号 群馬県後期高齢者医療広域連合 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 の一部を改正する条例について	
	提案理由の説明 秋山事務局長	9

議案第 5 号	群馬県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	
提案理由の説明	秋山事務局長	10
広域計画議案の上程		
議案第 6 号	群馬県後期高齢者医療広域連合第 4 次広域計画の策定について	
提案理由の説明	秋山事務局長	11
補正予算議案の上程		
議案第 7 号	令和 4 年度群馬県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	
提案理由の説明	秋山事務局長	12
予算議案の上程		
認定第 8 号	令和 5 年度群馬県後期高齢者医療広域連合 一般会計予算	
認定第 9 号	令和 5 年度群馬県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計予算	
以上 2 議案の一括上程		14
提案理由の説明	清水広域連合長	14
提案理由の詳細説明	秋山事務局長	15
規約変更協議の上程		
議案第 10 号	群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議 について	
提案理由の説明	秋山事務局長	19
議案第 11 号	群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する 協議について	
提案理由の説明	秋山事務局長	20
閉 会		21
会議録署名議員		22
参考資料		
議案等審議結果一覧表		26

## 令和5年第1回群馬県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

1 会期 1日：令和5年2月8日（水曜日）

2 会場 前橋市元総社町335番地8 群馬県市町村会館2階 大会議室

3 議事日程 第1号

日程第 1 議席の指定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 選挙管理委員及び補充員の選挙について

日程第 5 議会議案第1号 群馬県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護  
条例の制定について

日程第 6 議案第 1号 群馬県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部  
を改正する条例について

日程第 7 議案第 2号 群馬県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関  
する法律施行条例の制定について

日程第 8 議案第 3号 群馬県後期高齢者医療広域連合情報公開及び個人情  
報保護審査会条例の制定について

日程第 9 議案第 4号 群馬県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の  
給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条  
例について

日程第10 議案第 5号 群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関  
する条例の一部を改正する条例について

日程第11 議案第 6号 群馬県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の策  
定について

日程第12 議案第 7号 令和4年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢  
者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第13 議案第 8号 令和5年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計  
予算

日程第14 議案第 9号 令和5年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢  
者医療特別会計予算

日程第15 議案第10号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議  
について

日程第 1 6 議案第 1 1 号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について

4 本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 1 6 まで

5 出席議員（18名）

1 番	小曾根 英 明	2 番	須 賀 博 史
3 番	根 岸 赴 夫	4 番	後 閑 賢 二
5 番	北 川 久 人	6 番	新 藤 靖
7 番	岩 崎 喜久雄	8 番	久 保 健 二
9 番	権 田 昌 弘	1 0 番	望 月 昭 治
1 1 番	窪 田 行 隆	1 2 番	壁 田 賢 二
1 3 番	吉 岡 完 司	1 4 番	古田島 和 茂
1 5 番	岩 崎 信 幸	1 6 番	茂 木 栄 一
1 7 番	山 本 隆 雄	1 9 番	今 村 好 市

6 欠席議員（1名）

1 8 番 角 田 文 雄

7 説明のため出席した者

広域連合長	清 水 聖 義	副広域連合長	茂 原 莊 一
事務局長	秋 山 泰 行	事務局次長	片 貝 早 苗
管理課長	石 橋 政 幸	給付課長	根 岸 千 春
保健事業室長	松 本 弘 子		

8 職務のため出席した広域連合事務局職員

議会書記長	秋 山 欣 之	議会書記	早 川 由 貴 子
議会書記	藤 本 真 央	主 任	高 橋 裕 香 莉
主 任	高 橋 優 太	主 任	大 竹 の ぞ み

◎開 会

午前 11 時 7 分

○ 議長（望月昭治議員）

ただいまの出席議員は 18 名で定足数に達しております。

これより群馬県後期高齢者医療広域連合議会令和 5 年第 1 回定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 1 号のとおりであります。

---

◎開 議

○ 議長（望月昭治議員）

直ちに、本日の会議を開きます。

なお、本日の欠席通告者は、川場村の角田文雄議員であります。

---

◎諸 般 の 報 告

○ 議長（望月昭治議員）

議事日程に入る前に、議会書記から諸般の報告をいたします。

○ 議会書記（早川由貴子）

令和 4 年第 2 回定例会以降の諸般の報告を申し上げます。

初めに、議会の議員の異動について申し上げます。前橋市選出の鈴木数成議員から令和 4 年 9 月 27 日付けで辞職願が提出され、地方自治法第 126 条の規定により、議長が許可いたしました。また、館林市選出の野村晴三議員が任期満了で退任されました。

次に、欠員に伴う広域連合議会議員選挙が行われ、新たに前橋市選出の須賀博史議員及び館林市選出の権田昌弘議員が当選されました。

次に、議会議案として、お手元にご配付の議会議案第 1 号「群馬県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例の制定について」の提案がありました。

次に、監査委員から、令和 4 年 7 月執行分から 12 月執行分までの現金出納検査の結果報告及び定期監査の結果報告がありました。写しをお手元に配付しておりますので、ご承知おきください。

また、本定例会の説明員として、地方自治法第 121 条の規定により、広域連合長等執行部の出席を求めています。以上でございます。

---

◎議席の指定

○ 議長（望月昭治議員）

日程第 1、議席の指定を行います。

新たに当選されました須賀博史議員の議席を 2 番に、権田昌弘議員の議席を 9 番に指定いたします

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○ 議長（望月昭治議員）

次に、日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、16 番茂木栄一議員、19 番今村好市議員、以上の 2 名を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○ 議長（望月昭治議員）

次に、日程第 3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期を、本日 1 日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○ 議長（望月昭治議員）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決まりました。

---

#### ◎選挙管理委員及び補充員の選挙

○ 議長（望月昭治議員）

次に、日程第 4、選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選で行いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○ 議長（望月昭治議員）

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することといたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○ 議長（望月昭治議員）

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

お諮りいたします。補充員の順位は指名順によりたいと思っております。これにご異議あり

ませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○ 議長（望月昭治議員）

ご異議なしと認めます。それでは、指名いたします。

お手元の資料にありますとおり、選挙管理委員に、

桐生市 野村 雅文 氏            伊勢崎市 大平 智清 氏  
中之条町 小池 功 氏            長野原町 萩原 登 氏

以上4名を指名いたします。続きまして、補充員に、

1番 太田市 三牧 文雄 氏    2番 沼田市 小林 和幸 氏  
3番 中之条町 山本 郁夫 氏    4番 長野原町 今村 敬二 氏

以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました選挙管理委員4名、補充員4名を、それぞれ当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○ 議長（望月昭治議員）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸氏は、当選人と決定いたしました。ただいま当選されました8名の方には、本職から書面にて告知いたします。

---

#### ◎議会議案の上程

○ 議長（望月昭治議員）

次に、日程第5、議会議案第1号「群馬県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例の制定について」を議題といたします。

ただいま上程いたしました議会議案第1号については、会議規則第37条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○ 議長（望月昭治議員）

ご異議なしと認めます。よって、提案理由の説明を省略することに決まりました。

これより、質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（望月昭治議員）

ないようですので、質疑を打ち切ります。

これより、討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（望月昭治議員）



ないようですので、討論を打ち切ります。

これより、議会議案第1号を、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○ 議長（望月昭治議員）

起立全員です。よって、議会議案第1号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎ 条例議案の上程

○ 議長（望月昭治議員）

次に、日程第6、議案第1号「群馬県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。秋山事務局長。

○ 事務局長（秋山泰行）

議案第1号「群馬県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書1ページ、議案第1号についてでございますが、別冊説明資料の1ページをご覧ください。

改正の理由でございますが、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、地方公共団体の執行機関に対して、改正後の個人情報保護法の規定が直接適用されることとなることから、群馬県後期高齢者医療広域連合情報公開条例に基づく開示請求に係る不開示情報の規定等について、改正後の個人情報保護法の規定と統一を図るため、所要の改正を行うものでございます。

主な内容でございますが、第6条に規定する不開示情報に係る規定を改め、公開請求等の公開の字句を開示に改めるものでございます。

施行期日は、令和5年4月1日でございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第1号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○ 議長（望月昭治議員）

ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（望月昭治議員）

ないようですので、質疑を打ち切ります。

これより、討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（望月昭治議員）

ないようですので、討論を打ち切ります。

これより、議案第1号を、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（望月昭治議員）

起立全員です。よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○ 議長（望月昭治議員）

次に、日程第7、議案第2号「群馬県後期高齢者医療広域連合個人情報保護に関する法律施行条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。秋山事務局長。

○ 事務局長（秋山泰行）

議案第2号「群馬県後期高齢者医療広域連合個人情報保護に関する法律施行条例の制定について」ご説明申し上げます。

議案書5ページ、議案第2号についてでございますが、別冊説明資料の11ページをご覧ください。

制定の理由及び主な内容でございますが、個人情報保護に関する法律の改正に伴い、地方公共団体の執行機関に改正後の個人情報保護法の規定が直接適用されることとなることから、現行の群馬県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例を廃止し、個人情報保護法において、条例で定めることとされている又は定めることが許容されている事項について定めるもので、個人情報保護法の施行に関し、開示請求書等の記載事項の追加や、不開示情報の追加など、記載の5つの事項について規定するものがございます。

施行期日は、令和5年4月1日でございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第2号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○ 議長（望月昭治議員）

ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（望月昭治議員）

ないようですので、質疑を打ち切ります。

これより、討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（望月昭治議員）

ないようですので、討論を打ち切ります。

これより、議案第2号を、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（望月昭治議員）

起立全員です。よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

○ 議長（望月昭治議員）

次に、日程第8、議案第3号「群馬県後期高齢者医療広域連合情報公開及び個人情報保護審査会条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。秋山事務局長。

○ 事務局長（秋山泰行）

議案第3号「群馬県後期高齢者医療広域連合情報公開及び個人情報保護審査会条例の制定について」ご説明申し上げます。

議案書9ページ、議案第3号についてでございますが、別冊説明資料の12ページをご覧ください。

制定の理由及び主な内容でございますが、個人情報の保護に関する法律の改正に伴う群馬県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の廃止に伴い、群馬県後期高齢者医療広域連合情報公開及び個人情報保護審査会の設置及び運営に関し、必要な事項として、設置、所掌事務などを定めるものでございます。

施行期日は、令和5年4月1日でございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第3号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○ 議長（望月昭治議員）

ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（望月昭治議員）

ないようですので、質疑を打ち切ります。

これより、討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（望月昭治議員）

ないようですので、討論を打ち切ります。

これより、議案第3号を、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○ 議長（望月昭治議員）

起立全員です。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

○ 議長（望月昭治議員）

次に、日程第9、議案第4号「群馬県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。秋山事務局長。

○ 事務局長（秋山泰行）

議案第4号「群馬県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書13ページ、議案第4号についてでございますが、別冊説明資料の13ページをご覧ください。

改正の理由でございますが、群馬県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例による群馬県会計年度任用職員に適用される給料表の改定に準じて、令和5年度以降における会計年度任用職員の給料表の改正を行うものでございます。

主な内容でございますが、給料月額を引上げる改正を行うものでございます。

施行期日は、令和5年4月1日でございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第4号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○ 議長（望月昭治議員）

ただいま提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（望月昭治議員）

ないようですので、質疑を打ち切ります。

これより、討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（望月昭治議員）

ないようですので、討論を打ち切ります。

これより、議案第4号を、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○ 議長（望月昭治議員）

起立全員です。よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

○ 議長（望月昭治議員）

次に、日程第10、議案第5号「群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。秋山事務局長。

○ 事務局長（秋山泰行）

議案第5号「群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書17ページ、議案第5号についてでございますが、別冊説明資料の17ページをご覧ください。

改正の理由でございますが、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正により、後期高齢者医療保険料の軽減判定基準の見直しを行うこととされたことから、所要の改正を行うものでございます。

主な内容についてでございますが、1点目は、軽減判定基準の見直しに伴い、均等割額5割軽減を判定する際は、被保険者の人数に乘じる金額を28万5千円から29万円とし、均等割額2割軽減を判定する際は、被保険者の人数に乘じる金額を52万円から53万5千円とするものです。

2点目は、令和2年度における保険料均等割の軽減特例措置を廃止するものでございます。

施行期日は、令和5年4月1日でございますが、改正後の規定につきましては、議案書17ページの一番下の附則に記載がありますとおり、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度分までの保険料については、なお従前の例によるものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第5号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○ 議長（望月昭治議員）

ただいま提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（望月昭治議員）

ないようですので、質疑を打ち切ります。

これより、討論に入ります。討論は、ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（望月昭治議員）

ないようですので、討論を打ち切ります。

これより、議案第5号を、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○ 議長（望月昭治議員）

起立全員です。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎広域計画議案の上程

○ 議長（望月昭治議員）

次に、日程第11、議案第6号「群馬県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の策定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。秋山事務局長。

○ 事務局長（秋山泰行）

議案第6号「群馬県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の策定について」、提案理由をご説明申し上げます。

議案書18ページをご覧ください。

広域計画につきましては、地方自治法第291条の7の規定に基づき作成するもので、平成30年度に策定しました現在の広域計画が、令和4年度をもって計画期間満了となります。これに伴いまして、これまでの状況と課題を踏まえ、現在の広域計画の基本方針等を踏襲した内容で、令和5年度からの5年間を計画期間とする第4次広域計画を策定するものでございます。

議案書24ページをご覧ください。

「4 基本方針」でございますが、広域連合は、被保険者の心と体の健康、活気ある暮らしの実現を第一に考え、後期高齢者医療の現状把握を的確に行い、制度改正等に迅速に対応するとともに、高齢者の特徴とニーズに合わせた保健事業等のサービス向上に努めます。また、関係市町村と連携を図りながら、後期高齢者医療制度の円滑な事業の実施と効率的かつ安定的な事業執行を目標とすることにより、継続的に高齢者社会に対応できる財政基盤と組織体制を整備・推進します。

「5 基本施策」といたしまして、(1)後期高齢者医療制度の普及啓発と給付の適正化、(2)後期高齢者医療制度事務の効率化、(3)後期高齢者医療の財政の安定化、(4)住民サービスの向上、(5)保健事業の推進、(6)事業評価と組織体制の強化の6つの施策を推進することとしております。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第6号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（望月昭治議員）

ただいま提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（望月昭治議員）

ないようですので、質疑を打ち切ります。

これより、討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（望月昭治議員）

ないようですので、討論を打ち切ります。

これより、議案第6号を、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（望月昭治議員）

起立全員です。よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

---

◎補正予算議案の上程

○ 議長（望月昭治議員）

次に、日程第12、議案第7号「令和4年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。秋山事務局長。

○ 事務局長（秋山泰行）

議案第7号「令和4年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算第2号」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の29ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,678万2千円を追加し、予算の総額を、歳入歳出それぞれ、2,595億5,790万6千円とするものでございます。内容につきましては、「事項別明細書」により、ご説明申し上げます。

36ページ、37ページをご覧ください。

主な歳入について、ご説明申し上げます。1款1項2目の「保険料等負担金」ですが、1億5,069万7千円減額するものでございます。この内訳ですが、説明欄に記載の「保険料負担金」は、市町村が徴収した保険料ですが、実績の見込みによりまして、1億1,660万2千円増額し、その下の「保険基盤安定負担金」は、低所得者等の保険料法定軽減分を県負担金と併せて市町村が負担するものでございますが、決算見込みによりま

して、2億6,729万9千円減額するものでございます。

次に、2款の「国庫支出金」ですが、1項2目の「高額医療費負担金」は、歳出の「高額療養費」の決算見込みによりまして、2億9,100万8千円増額するものでございます。

2項1目の「調整交付金」は、7,084万2千円減額するものでございます。

この内訳ですが、説明欄に記載の「普通調整交付金」は、決算見込みによりまして、7,518万7千円減額し、「特別調整交付金」は、新型コロナウイルス感染症による保険料減免などが交付対象になりますことから、434万5千円増額するものでございます。

次に、3款「県支出金」、1項2目の「高額医療費負担金」は、国庫支出金の高額医療費負担金と同額の、2億9,100万8千円増額するものでございます。

次に、5款の「特別高額医療費 共同事業交付金」は、1件当たり400万円を超える高額な医療費のうち、200万円を超える部分について、国民健康保険中央会が各広域連合からの拠出により、交付を行う共同事業からの交付金ですが、決算見込みによりまして、2,200万円減額するものでございます。

続きまして、38ページ、39ページをご覧ください。

7款1項1目の「後期高齢者医療給付費等準備基金繰入金」は、主に歳出の保険給付費に対する財源として繰り入れるものですが、先ほどの国庫支出金及び県費支出金の増額などを受けまして、2億9,300万2千円減額するものでございます。

歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、40ページ、41ページをご覧ください。

主な歳出について、ご説明申し上げます。

2款の「保険給付費」ですが、これまでの給付実績等をもとに見込みまして、1項1目の「療養給付費」は、2億3,700万円の減額、2目の「訪問看護療養費」は、1,200万円の増額、2項1目の「高額療養費」は、2億2,500万円の増額、3項1目の「葬祭費」は、6,500万円を増額するものでございます。

次に、4款1項1目の「特別高額医療費 共同事業拠出金」は、国民健康保険中央会が実施する共同事業への拠出金ですが、決算見込みによりまして、2,330万円減額するものでございます。

続きまして、42ページ、43ページをご覧ください。

8款1項2目の「償還金」は、過年度における健康診査事業等に対する国庫補助金の額の算定に誤りがあったことから、本来の額となるよう国へ返還するため、国庫支出金返還金506万6千円を増額するものでございます。

このほか、40ページから43ページにかけて記載の、2款 保険給付費、5款 保健



事業費、7款 公債費及び 8款 諸支出金 における、財源更正につきましては、財源の組み替えを行うものでございます。

以上で、補正予算についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○ 議長（望月昭治議員）

ただいま提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（望月昭治議員）

ないようですので、質疑を打ち切ります。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（望月昭治議員）

ないようですので、討論を打ち切ります。

これより、議案第7号を、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（望月昭治議員）

起立全員です。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎ 予算議案の上程

○ 議長（望月昭治議員）

次に、日程第13、議案第8号「令和5年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び日程第14、議案第9号「令和5年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」以上2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。清水広域連合長。

○ 広域連合長（清水聖義）

ただいま一括上程となりました、議案第8号「令和5年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び議案第9号「令和5年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」の2議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

お手元の議案書、47ページでございます。

まず、議案第8号「令和5年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」でございますが、第1条は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、1億3,968万4千円と定めるものでございます。

第2条は、一時借入金の借入れの最高額を、1,000万円と定めるものでございます。

一般会計では、議会や事務局の運営に係る予算を計上しております。

次に、議案書65ページをご覧ください。

議案第9号「令和5年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、2,694億572万2千円と定めるものでございます。

第2条は、一時借入金の借入れの最高額を、100億円と定めるものでございます。

特別会計は、後期高齢者医療制度の運営に係る予算を計上していますが、歳出の98.9%は保険給付費になっております。

歳入は、保険給付費の約5割が市町村、国、県からの公費負担、約4割が現役世代からの支援金である支払基金交付金、約1割が被保険者からの保険料となっております。

詳細につきましては、事務局から説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（望月昭治議員）

秋山事務局長。

○ 事務局長（秋山泰行）

議案第8号「令和5年度 群馬県後期高齢者医療広域連合 一般会計予算」につきまして、事項別明細書により、主な内容について、ご説明申し上げます。

議案書の54ページ、55ページをご覧ください。

始めに歳入でございますが、1款「分担金及び負担金」8,933万円は、一般会計における事務費共通経費の市町村負担金でございます。

次に、3款2項1目「基金繰入金」5,000万円は、令和5年度に特別会計において実施する電算処理システムの機器更改に係る費用について、各市町村の事務費の負担金に大きく影響することのないよう、一般会計において財政調整基金からの繰り入れを行い、特別会計に繰り出しを行うものでございます。

歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、歳出でございますが、56ページ、57ページをご覧ください。

1款「議会費」79万円は、19名の議員の議員報酬などでございます。

次に、2款1項1目「一般管理費」8,061万5千円は、広域連合を運営するための、一般管理的な経費でございます。

主な内訳ですが、説明欄に記載してございます、12節 委託料292万9千円は、庁内ネットワークシステムの運用等に係る経費を計上しております。

13節 使用料及び賃借料993万1千円は、広域連合事務局事務室の賃借料であります建物賃借料755万円が主なものでございます。

18節 負担金、補助及び交付金6,475万2千円は、一般会計に係る市町村からの派遣職員8名分の人件費負担金である市町村負担金6,390万円が主なものでございます。

続きまして、58ページ、59ページをご覧ください。

2目の企画費、3目の会計管理費、4目の公平委員会費、5目の諸費、2項1目の選挙管理委員会費、及び3項1目の監査委員費など、所要額を計上しております。

続きまして、60ページ、61ページをご覧ください。

ページ中ほどの5款の諸支出金1項1目の、特別会計繰出金5,000万円ですが、歳入の「基金繰入金」でご説明いたしました電算処理システムの機器更改に係る費用の特別会計への繰出金でございます。

一番下の段の6款「予備費」は、前年度と同額の500万円を計上しております。

一般会計につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第9号「令和5年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」につきまして、事項別明細書により、ご説明申し上げます。

議案書の72ページ、73ページをご覧ください。

始めに歳入でございますが、1款「市町村支出金」の1項1目「事務費負担金」9億6,105万円は、特別会計における事務費共通経費の市町村負担金でございます。

2目「保険料等負担金」275億4,125万6千円は、説明欄に記載のとおり、市町村が徴収して納付する保険料負担金215億6,928万1千円と、低所得者等の保険料法定軽減分を県負担分と併せて市町村が負担する保険基盤安定負担金59億7,197万5千円でございます。

3目「療養給付費負担金」210億4,371万4千円は、療養給付費等の12分の1を、市町村において負担するものでございます。

次に、2款「国庫支出金」ですが、1項1目「療養給付費負担金」631億3,114万2千円は、療養給付費等の12分の3を、国において負担するものでございます。

2目「高額医療費負担金」12億524万2千円は、レセプト1件につき80万円を超える高額な医療費について、一定額を国において負担するものでございます。

2項1目「調整交付金」224億5,848万円は、広域連合間における、財政力の不均衡などを調整するための交付金でございます。

2目「後期高齢者医療 制度事業費補助金」2億5,520万3千円は、広域連合が実施する、健康診査事業等に対する国庫補助金でございます。

続きまして、74ページ、75ページをご覧ください。

3款「県支出金」ですが、1項1目「療養給付費負担金」210億4,371万4千円は、療養給付費等の12分の1を、県において負担するものでございます。

2目の「高額医療費負担金」12億524万2千円は、レセプト1件につき80万円を超える高額な医療費について、一定額を県において負担するものでございます。

次に、4款「支払基金交付金」1,071億7,089万8千円は、社会保険診療報酬支払基金が、各保険者から徴収する現役世代からの支援金を、後期高齢者交付金として、広域連合に交付するものでございます。

次に、5款「特別高額医療費共同事業交付金」2億1,770万円は、1件あたり400万円を超える高額な医療費のうち、200万円を超える部分について、国民健康保険中央会が、各広域連合からの拠出により交付を行う共同事業からの交付金でございます。

続きまして、76ページ、77ページをご覧ください。

7款「繰入金」の1項1目「後期高齢者医療給付費等準備基金繰入金」27億5,141万8千円は、主に歳出の保険給付費に対する歳入不足額を補填するために、基金を繰り入れるものでございます。

2項1目の「一般会計繰入金」ですが、一般会計の説明でも申し上げました電算処理システムの機器更改に係る費用について、一般会計より繰入をするもので、5,000万円となっております。

次に、8款「繰越金」は1億円を見込んでおります。

続きまして、78ページ、79ページをご覧ください。

3項2目の「第三者納付金」2億7,000万1千円は、交通事故などによる傷病等の医療費について、過失割合に応じて加害者から納付されるものでございます。

歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、歳出でございます。80ページ、81ページをご覧ください。

1款1項1目「一般管理費」11億3,818万4千円は、特別会計の運営に係る委託料、職員人件費負担金など、一般管理的な経費でございます。

主な内訳ですが、説明欄にございます、11節 役務費の通信運搬費9,905万8千円は、医療費のお知らせや支給決定通知などの発送に係る郵便料でございます。

その下の手数料6,755万8千円は、健診データの管理など、群馬県国民健康保険団体連合会等に支払う事務手数料でございます。

12節の委託料7億8,372万8千円は、被保険者証の作成、レセプト点検、電算処理システム運用などに係る経費のほか、令和5年度に実施する電算処理システムの機器更改に係る経費でございます。

18節 負担金、補助及び交付金の市町村負担金 1億2,290万円は、特別会計に係る市町村からの派遣職員19名分の人件費負担金でございます。

次に、2款の「保険給付費」2,663億7,803万7千円は、療養給付費等の療養諸費のほか、次のページ、82ページになりますが、高額療養費、葬祭費などがございます。

次に、4款「特別高額医療費共同事業拠出金」2億1,784万5千円は、1件当たり400万円を超える高額な医療費のうち、200万円を超える部分について、国民健康保険中央会が各広域連合からの拠出により交付を行う共同事業への拠出金でございます。

次に、5款「保健事業費」の1項1目「健康診査費」10億9,313万2千円は、市町村に委託して実施する、健康診査事業に係る委託料でございます。

続きまして、84ページ、85ページをご覧ください。

2目の「その他健康保持増進費」3億9,383万5千円は、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施に係る市町村への委託料や、市町村が実施する人間ドック助成事業への補助金などがございます。

3目の「歯科健康診査費」4,456万4千円は、歯科健康診査にかかる群馬県歯科医師会への委託料でございます。

次に、8款諸支出金の1項1目「保険料還付金」3,000万円は、各市町村において、過年度に納付された保険料の還付が発生した場合の還付金でございます。

続きまして、86ページ、87ページをご覧ください。

9款「予備費」1億円は、不測の支出に備えまして、前年度と同額を計上しております。

以上で令和5年度当初予算のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○ 議長（望月昭治議員）

ただいま提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（望月昭治議員）

ないようですので、質疑を打ち切ります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（望月昭治議員）

ないようですので、討論を打ち切ります。

これより、採決を行います。

始めに、議案第 8 号「令和 5 年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○ 議長（望月昭治議員）

起立全員です。よって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 9 号「令和 5 年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○ 議長（望月昭治議員）

起立全員です。よって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎規約変更協議の上程

○ 議長（望月昭治議員）

次に、日程第 15、議案第 10 号「群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。秋山事務局長。

○ 事務局長（秋山泰行）

議案第 10 号「群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について」ご説明申し上げます。議案書 89 ページをご覧ください。

群馬県市町村総合事務組合は、当広域連合が、議会の議員その他非常勤職員の公務上の災害に対する補償事務を共同処理するため、加入している組合でございますが、このたび規約を変更する必要が生じたため、協議を行うものでございます。

協議の内容について、ご説明申し上げます。別冊説明資料の 20 ページをご覧ください。

2 の主な内容に記載してございますが、(1)として、令和 5 年 4 月 1 日から桐生地域医療組合の名称が桐生地域医療企業団に変更されること、(2)として、令和 5 年 4 月 1 日から吾妻環境施設組合が新たに群馬県市町村総合事務組合の組織団体となること、の 2 点でございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第 10 号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○ 議長（望月昭治議員）

ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（望月昭治議員）

ないようですので、質疑を打ち切ります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（望月昭治議員）

ないようですので、討論を打ち切ります。

これより、議案第10号を、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（望月昭治議員）

起立全員です。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○ 議長（望月昭治議員）

次に、日程第16、議案第11号「群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。秋山事務局長。

○ 事務局長（秋山泰行）

議案第11号「群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について」ご説明申し上げます。議案書91ページをご覧ください。

群馬県市町村公平委員会は、効率的な公平委員会を運営するため、群馬県内の市町村や一部事務組合が共同設置している委員会で、当広域連合も加入しておりますが、このたび規約を変更する必要が生じたため、協議を行うものでございます。

協議の内容について、ご説明申し上げます。別冊説明資料の32ページをご覧ください。

2の主な内容に記載してございますが、(1)として、令和5年4月1日から桐生地域医療企業団及び富岡地域医療企業団を規約別表中の共同設置する団体に加えること、(2)として、令和5年4月1日から規約別表の共同設置する団体について、建制順に従い掲載順を一部変更すること、の2点でございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第11号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○ 議長（望月昭治議員）

ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（望月昭治議員）

ないようですので、質疑を打ち切ります。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（望月昭治議員）

ないようですので、討論を打ち切ります。

これより、議案第11号を、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（望月昭治議員）

起立全員です。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○ 議長（望月昭治議員）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

---

◎閉 会

○ 議長（望月昭治議員）

これをもちまして、群馬県後期高齢者医療広域連合議会令和5年第1回定例会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

午前11時58分



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年2月8日

群馬県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 望 月 昭 治

議 員 茂 木 栄 一

議 員 今 村 好 市



## 参 考 资 料



## 議案等審議結果一覧表

【会期 令和5年2月8日（水） 1日】

事件番号	件 名	審議結果
議会議案 第 1 号	群馬県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例の 制定について	可 決
議 案 第 1 号	群馬県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改 正する条例について	可 決
議 案 第 2 号	群馬県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する 法律施行条例の制定について	可 決
議 案 第 3 号	群馬県後期高齢者医療広域連合情報公開及び個人情報保 護審査会条例の制定について	可 決
議 案 第 4 号	群馬県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与 及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につ いて	可 決
議 案 第 5 号	群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する 条例の一部を改正する条例について	可 決
議 案 第 6 号	群馬県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の策定に ついて	可 決
議 案 第 7 号	令和4年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医 療特別会計補正予算（第2号）	可 決
議 案 第 8 号	令和5年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	可 決
議 案 第 9 号	令和5年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医 療特別会計予算	可 決
議 案 第10号	群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議につ いて	可 決
議 案 第11号	群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協 議について	可 決